

## 出前健康講座における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月23日策定  
北杜市健幸市民部健康増進課  
北杜市健幸市民部介護支援課

### 1. 本ガイドラインについて

出前健康講座は地域住民からの保健師、管理栄養士、社会福祉士等の職員（以下「職員等」という。）への出労要請であり、地域の施設等に訪問して健康に関する知識の普及啓発を行うものである。出前健康講座の開催により集団で施設を利用することから、講座に来場する地域住民（以下「来場者」という。）及び職員等への新型コロナウイルス感染症の発生するリスクがある。

来場者及び職員等は、出前健康講座を実施するにあたって、新型コロナウイルスの感染防止対策に取り組む必要があることから、出前健康講座における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を作成する。

なお、本ガイドラインの内容は、国、県による新たな基準の発表や変更等により、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

### 2. 感染防止のための基本的な考え方

出前健康講座は、講座の形態や開催施設の規模を十分に踏まえ、来場者及び職員等への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、以下の通り対策を講じ、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底する。

### 3. 出前健康講座の実施に際して講じるべき具体的な対策

#### （1） 3密の回避

- ・ 出前健康講座を開催する施設については、換気設備を常に稼働させること。また、30分に1回程度2面以上の窓や扉を開放して換気を行うこと。
- ・ 過度に密集する状況を防ぐため、受付待機列等の対人距離を1m以上確保する。
- ・ 密集の機会を作らないよう、入退場の際は出入口を分ける、時間を区切る等の工夫をして人の動線が重ならないようにする。

・施設の規模に応じて来場者数の制限を行う。来場者の目安については、利用する施設のガイドラインの人数を超えないようにする。ガイドラインがない場合には以下の要件を満たせるようにする。

- ① 最低1 m（マスク着用のない場合は2 m）の対人距離を確保する。
- ② 席の配置が決まっている場合は、四方の席を空けて対人距離を確保する。
- ③ 席の配置が決まっていない場合は、一人あたりの専有面積を3 m<sup>2</sup>以上（机等を利用する場合は4 m<sup>2</sup>以上）確保する。

・近距離での会話、室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行わない。

・講座を行う職員等から客席までの距離を3m以上あけて行う。

・施設等の利用時間は2時間以内に制限する。

・来場者が長時間施設内に滞在しないよう、来場者に対し講座終了後の速やかな退場を依頼する。

## （2）来場者の安全確保のために実施すること

・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底を促す。

・感染者が発生した場合に備え、出前健康講座申請者は来場者名簿を作成し、申請者と市で各1部ずつ保管する。来場者名簿の作成・保管にあたっては、個人情報保護のため必要な対策をとる。

・多数の者が集まる飲食は行わない。

・来場者に対する検温を実施するとともに、以下に該当する者の来場を制限する。

① 来場前に検温を行い、37.5 度以上、または平熱比1 度超過の発熱があった場合。

② 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合。

③ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合。

## （3）職員等の安全確保のために実施すること

・職員等に対して定期的な検温や健康記録を促し、特に個人の37.5 度以上または平熱比1 度超過の発熱があった場合や、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、咳・咽頭痛・嘔吐・下痢などの症状がある場合は、出労停止とする。

・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒を徹底する。

・出前健康講座の実施に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションを工夫する。

(4) 利用施設における感染対策について

- ・人が触れやすい場所および不特定多数が接触する場所の消毒を定期的に行う。
- ・他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を高濃度エタノールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて定期的に清拭消毒を行う。
- ・施設内に消毒設備を設置する。来場者に対して入場時や人が触れやすい場所に触れた後、トイレを使用した後等は手洗いや手指消毒を行うよう掲示を行う。
- ・トイレ使用後は蓋を閉めてから汚物を流すようトイレ内に表示をする。